伊奈消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊奈消防団規則（昭和２６年規則第１号）に規定する消防団（以下「伊奈消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

（２）　消防団協力事業所　町長等が消防団活動に協力している事業所

等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。

（３）　消防団協力事業所表示証　前号の事業所等に対して、消防団活

動に協力する証として交付した表示証をいう。

（４）　消防団長等　消防団長のほか、伊奈町区設置規程（昭和３８年

規程第３号）第４条に規定する区長等の消防団活動を支援する者をい

う。

（消防団協力事業所表示証の交付申請及び推薦）

第３条　消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に伊奈消防団協力事業所表示申請書（第１号様式）により申請を行うものとする。

２　消防団長等は、消防団協力事業所表示証を交付する事業所等について、町長に推薦することができる。

（認定基準)

第４条　町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

（１）　従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等

（２）　従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

（３）　災害時等に事業所の資機材等を伊奈消防団に提供するなど協力

をしている事業所等

（４）　その他消防団活動に協力することにより、地域の防災力の強化

に寄与しているなど、特に優良と認める事業所等

（審査）

第５条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

（１）　第３条に規定する申請又は推薦があった場合

（２）　町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた

場合

（消防団協力事業所表示証の交付）

第６条　町長は、審査の結果、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。)に消防団協力事業所表示証（第２号様式）を交付するものとする。

２　消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、町長は、他の市町村長等と協議の上、連名で消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

（消防団協力事業所表示証の表示）

第７条　消防団協力事業所表示証を表示する場合は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

1. 消防団協力事業所表示証を交付された事業所等の見えやすい場

　所

（２）　パンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

２　表示できる消防団協力事業所表示証の様式については、前条に掲げる第２号様式のほか、第２号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（伊奈消防団協力事業所表示証交付整理簿の備え付け）

第８条　消防団協力事業所表示証の交付に際して、町長は、伊奈消防団協力事業所表示証交付整理簿（第３号様式）を備え付け、消防団協力事業所表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（消防団協力事業所表示証有効期間）

第９条　消防団協力事業所表示証の有効期間は、原則として、認定の日から２年又は第１０条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、消防団協力事業所表示証の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から２年間とする。

２　消防団協力事業所表示証の有効期間が経過した事業所等については、第７条に規定する表示を行うことができない。

３　町長は、認定の日から２年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第１０条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すことができる。

（１）　消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

（２）　第４条に規定する基準を満たさないこととなったとき。

（３）　偽りその他不正な手段により消防団協力事業所表示証の認定を

受けたとき。

（４）　その他消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

２　町長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消したときは、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

　（消防団協力事業所表示証の返還）

第１１条　消防団協力事業所表示証の有効期間が満了し、又は前条の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を町長へ返還しなければならない。

（消防団協力事業所の公表）

第１２条　町長は、消防団協力事業所の名称、伊奈消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。